

## 世羅町燃油高騰対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、燃油価格の高騰により経営に影響を受けている運送事業者に対して、予算の範囲内で事業の継続を目的とした支援として支援金を交付するものとし、その交付に関しては、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路運送事業 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）
- (2) 運送事業者 町内に本店又は主たる営業所を有する法人又は町内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者をいう。

### (支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の要件の全てを満たす運送事業者とする。

- (1) 交付申請時点において、道路運送事業に必要な許可又は認定を全て有し、町内で当該道路運送事業を継続していること。
- (2) 交付申請後においても、町内で道路運送事業を継続する意思を有すること。
- (3) 代表者又は役員に暴力団（広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係である者がいないこと。
- (4) 納期限の到来した町税を完納していること。

### (支援金の交付対象車両)

第4条 支援金の対象となる車両（以下「対象車両」という。）は、令和4年8月31日現在において対象事業者が現に第2条第1号に規定する事業の用に共する車両で、かつ、町内の本店、主たる営業所等において管理する車両とする。

### (支援金の額等)

第5条 支援金の額は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの6ヵ月間の間に、当該道路運送事業に登録した車両に適用し、以下の通りとする。ただし、当該車両が事業登録していない月は支援対象から除いた上で月割りとし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(1) 貨物自動車運送事業 四輪貨物1台当たり40,000円

(2) 貨物自動車運送事業 軽四輪貨物1台当たり15,000円

2 支援金の交付は、1交付対象者に対して、1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第6条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、世羅町燃油高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長が別に定める期限までに申請しなければならない。

(1) 世羅町燃油高騰対策支援金交付申請に係る宣誓書(様式第2号)

(2) 支援対象車両一覧(様式第3号)

(3) 当該事業に係る国土交通大臣の許可書又は更新許可書、国土交通大臣への許可申請書その他これらに準ずるものとして町長が認める書類のいずれかの写し

(4) 支援対象車両全てに係る車検証の写し及び支援対象車両全ての写真(当該支援対象車両の自動車登録番号標(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。)が写っているものに限る。)

(5) 直近の確定申告書等の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、審査の上、その適否を決定、確定し、世羅町燃油高騰対策支援金交付決定兼交付確定通知書(様式第4号)又は世羅町燃油高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に当たり、交付申請に係る支援対象車両、その他の確認のため、申請者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を実施することができるものとする。

(支援金の請求)

第8条 申請者は、前条の規定により交付の確定した交付金の支払を受けようとする

ときは、世羅町燃油高騰対策支援金交付請求書（様式第6号）を町長へ提出しなければならない。

- 2 町長は前項の規定による請求があったときは、交付決定事業者に支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により交付金の交付決定を受けた時は、交付金の交付決定及び交付確定を取り消し、世羅町燃油高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知し、既に交付した支援金を返還させることができる。

（申請期間）

第10条 交付金の交付申請の期限は、令和5年2月28日までとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。